

議 事 日 程

平成 3 0 年 第 3 回 定 例 会
3 月 2 3 日 (金) 午後 3 時 0 0 分
五所川原市中央公民館 2 階第 3 会議室

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認 (第 2 回定例会)
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
 - 1 議案第 7 号 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について
 - 2 議案第 8 号 五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 3 議案第 9 号 五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について
 - 4 議案第 1 0 号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 5 議案第 1 1 号 教育財産の取得について
 - 6 議案第 1 2 号 工事の計画の策定について
- 第 7 報告事項
 - 1 平成 3 0 年度主要事務事業執行計画について
- 第 8 その他
 - 1 職員人事 (内示) について

※ 次回定例会開催予定日 平成 3 0 年 4 月 2 6 日 (木) 午後 1 時 3 0 分
五所川原市金木庁舎 4 階 第 1 会議室

平成 3 0 年

五所川原市教育委員会
第 3 回 定 例 会

五所川原市教育委員会

目

次

付議案件

1	議案第7号	五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について	P 1
2	議案第8号	五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について	P 14
3	議案第9号	五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について	P 25
4	議案第10号	五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	P 41
5	議案第11号	教育財産の取得について	P 53
6	議案第12号	工事の計画の策定について	P 55

議案第7号

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成30年3月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

組織の改編及び分掌事務の見直しに伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第1条の2 事務局に次の課を置き、課には次の課内室及び係を置く。

課名	課内室名	係名
教育総務課		庶務係、施設係、学務係
	教育総務室	
社会教育課		社会教育係、文化係
	少年相談センター	
スポーツ振興課		スポーツ振興係、走れメロスマラソン係
指導課		

第2条の見出しを「（分掌事務）」に改め、同条の表以外の部分を次のように改める。

課、課内室及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。

第2条の表中

「 庶務係」を「 庶務係」に改め、

同表教育総務課の部庶務係の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同表中

「 施設係」を「 施設係」に改め、

同表教育総務課の部施設係の項第7号を削り、同表中

「 学務係」を「 学務係」に、

「教育総務室」を「 教育総務室」に、

「 社会教育係」を「 社会教育係」に改め、

同表社会教育課の部社会教育係の項の次に次のように加える。

文化係

- (1) 文化及び芸術の振興に関すること。
- (2) 美術品の管理に関すること。
- (3) 民俗芸能等の保存及び継承に関すること。
- (4) 文化財の調査、保護及び活用に関すること。
- (5) 美術展示ギャラリーに関すること。
- (6) ふるさと交流圏民センターに関すること。
- (7) 津軽三味線会館に関すること。
- (8) 旧平山家住宅に関すること。
- (9) 楠美家住宅に関すること。
- (10) 太宰治記念館「斜陽館」に関すること。
- (11) 歴史民俗資料館に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、文化振興及び文化財の保護に関すること。

第2条の表中

「

文化スポーツ課

文化係

- (1) 文化及び芸術の振興に関する事。
- (2) 美術品の管理に関する事。
- (3) 民俗芸能等の保存及び継承に関する事。
- (4) 文化財の調査、保護及び活用に関する事。
- (5) 美術展示ギャラリーに関する事。
- (6) ふるさと交流圏民センターに関する事。
- (7) 津軽三味線会館に関する事。
- (8) 旧平山家住宅に関する事。
- (9) 楠美家住宅に関する事。
- (10) 太宰治記念館「斜陽館」に関する事。
- (11) 歴史民俗資料館に関する事。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、文化振興及び文化財の保護に関する事。
- (13) 課の庶務に関する事。

スポーツ振興係

- (1) スポーツの振興及びレクリエーションに関する事。
- (2) スポーツの調査、研究及び統計に関する事。
- (3) スポーツ推進委員に関する事。
- (4) 中学生以下の各種競技会派遣費の補助に関する事。
- (5) 体育施設の建設及び整備計画に関する事。
- (6) 体育用備品の貸出しに関する事。
- (7) 国民体育大会に関する事。
- (8) 五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号）に規定する体育施設に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する事。

走れメロスマラソン対策室

- (1) 走れメロスマラソンに関する事。

を「

スポーツ振興課

スポーツ振興係

- (1) スポーツの振興及びレクリエーションに関する事。
- (2) スポーツの調査、研究及び統計に関する事。
- (3) スポーツ推進委員に関する事。
- (4) 中学生以下の各種競技会派遣費の補助に関する事。
- (5) 体育施設の建設及び整備計画に関する事。
- (6) 体育用備品の貸出しに関する事。
- (7) 国民体育大会に関する事。
- (8) 五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号）に規定する体育施設に関する事。

(9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関する事。

(10) 課の庶務に関する事。

走れメロスマラソン係

(1) 走れメロスマラソンに関する事。

」

に改める。

第7条第1項中「及び走れメロスマラソン対策室」及び「五所川原市」を削る。

第10条第1項及び第11条第1項中「課」を「指導課」に改める。

第15条第1項、第16条第1項及び第17条第1項中「係」を「課及び課内室」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																			
<p>五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則 (趣旨) 第1条 略 <u>(組織)</u> 第1条の2 事務局に次の課を置き、課には次の課内室及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">課内室名</th> <th style="text-align: center;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育総務課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">庶務係、施設係、学務係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育総務室</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会教育課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">社会教育係、文化係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少年相談センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スポーツ振興課</td> <td></td> <td style="text-align: center;">スポーツ振興係、走れメロスマラソン係</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指導課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(分掌事務)</u> 第2条 課、課内室及び各係の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課 <u>庶務係</u> (1)～(10) 略 (11)～(19) 略 <u>施設係</u> (1)～(6) 略 <u>学務係</u> (1)～(17) 略 <u>教育総務室</u> (1)～(5) 略</p>	課名	課内室名	係名	教育総務課		庶務係、施設係、学務係	教育総務室		社会教育課		社会教育係、文化係	少年相談センター		スポーツ振興課		スポーツ振興係、走れメロスマラソン係	指導課			<p>五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則 (趣旨) 第1条 略 <u>(組織)</u> 第2条 事務局に次の課、室及び係を置き、次の分掌事務を行う。 教育総務課 <u>庶務係</u> (1)～(10) 略 (11) <u>金木高等学校市浦分校の授業料及び手数料に関すること。</u> (12)～(20) 略 <u>施設係</u> (1)～(6) 略 (7) <u>金木高等学校市浦分校の維持修繕に関すること。</u> <u>学務係</u> (1)～(17) 略 <u>教育総務室</u> (1)～(5) 略</p>
課名	課内室名	係名																		
教育総務課		庶務係、施設係、学務係																		
	教育総務室																			
社会教育課		社会教育係、文化係																		
	少年相談センター																			
スポーツ振興課		スポーツ振興係、走れメロスマラソン係																		
指導課																				

改正後	改正前
<p>社会教育課</p> <p><u>社会教育係</u></p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>文化係</u></p> <p>(1) <u>文化及び芸術の振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>美術品の管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>民俗芸能等の保存及び継承に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化財の調査、保護及び活用に関すること。</u></p> <p>(5) <u>美術展示ギャラリーに関すること。</u></p> <p>(6) <u>ふるさと交流圏民センターに関すること。</u></p> <p>(7) <u>津軽三味線会館に関すること。</u></p> <p>(8) <u>旧平山家住宅に関すること。</u></p> <p>(9) <u>楠美家住宅に関すること。</u></p> <p>(10) <u>太宰治記念館「斜陽館」に関すること。</u></p> <p>(11) <u>歴史民俗資料館に関すること。</u></p> <p>(12) <u>前各号に掲げるもののほか、文化振興及び文化財の保護に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>少年相談センター 略</p> <p><u>スポーツ振興課</u></p>	<p>社会教育課</p> <p><u>社会教育係</u></p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>少年相談センター 略</p> <p><u>文化スポーツ課</u></p> <p><u>文化係</u></p> <p>(1) <u>文化及び芸術の振興に関すること。</u></p> <p>(2) <u>美術品の管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>民俗芸能等の保存及び継承に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化財の調査、保護及び活用に関すること。</u></p> <p>(5) <u>美術展示ギャラリーに関すること。</u></p> <p>(6) <u>ふるさと交流圏民センターに関すること。</u></p> <p>(7) <u>津軽三味線会館に関すること。</u></p> <p>(8) <u>旧平山家住宅に関すること。</u></p> <p>(9) <u>楠美家住宅に関すること。</u></p> <p>(10) <u>太宰治記念館「斜陽館」に関すること。</u></p> <p>(11) <u>歴史民俗資料館に関すること。</u></p> <p>(12) <u>前各号に掲げるもののほか、文化振興及び文化財の保護に関する</u></p>

改正後	改正前
<p>スポーツ振興係 (1)～(9) 略 <u>(10) 課の庶務に関すること。</u> <u>走れメロスマラソン係</u> (1) <u>走れメロスマラソンに関すること。</u></p> <p>指導課 略</p> <p>(課内室の室長)</p> <p>第7条 教育総務室に室長を置き、歴史民俗資料館、金木歴史民俗資料館及び金木公民館に館長を置き、少年相談センター、B & G海洋センター金木及びB & G海洋センター市浦に所長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(主任指導主事)</p> <p>第10条 <u>指導課</u>に主任指導主事を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(指導主事)</p> <p>第11条 <u>指導課</u>に指導主事を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(主任)</p> <p>第15条 <u>課及び課内室</u>に必要な応じ主任を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(主事及び技師)</p> <p>第16条 <u>課及び課内室</u>に必要な応じ主事及び技師を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(技能主事及び技能技師)</p>	<p><u>こと。</u> <u>(13) 課の庶務に関すること。</u> <u>スポーツ振興係</u> (1)～(9) 略</p> <p><u>走れメロスマラソン対策室</u> (1) <u>走れメロスマラソンに関すること。</u></p> <p>指導課 略</p> <p>(課内室の室長)</p> <p>第7条 教育総務室及び<u>走れメロスマラソン対策室</u>に室長を置き、<u>五所川原市</u>歴史民俗資料館、金木歴史民俗資料館及び金木公民館に館長を置き、少年相談センター、<u>五所川原市</u>B & G海洋センター金木及び<u>五所川原市</u>B & G海洋センター市浦に所長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(主任指導主事)</p> <p>第10条 <u>課</u>に主任指導主事を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(指導主事)</p> <p>第11条 <u>課</u>に指導主事を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(主任)</p> <p>第15条 <u>係</u>に必要な応じ主任を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(主事及び技師)</p> <p>第16条 <u>係</u>に必要な応じ主事及び技師を置く。</p> <p>2・3 略</p> <p>(技能主事及び技能技師)</p>

改正後	改正前
第17条 <u>課及び課内室</u> に必要な応じ技能主事及び技能技師を置く。 2・3 略	第17条 <u>係</u> に必要な応じ技能主事及び技能技師を置く。 2・3 略

○五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則

平成17年3月28日五所川原市教育委員会規則第4号

改正

平成18年3月16日五所川原市教育委員会規則第1号
 平成19年3月29日五所川原市教育委員会規則第2号
 平成20年3月27日五所川原市教育委員会規則第6号
 平成21年3月25日五所川原市教育委員会規則第2号
 平成21年11月26日五所川原市教育委員会規則第8号
 平成22年2月22日五所川原市教育委員会規則第1号
 平成22年11月25日五所川原市教育委員会規則第7号
 平成24年6月22日五所川原市教育委員会規則第2号
 平成25年3月21日五所川原市教育委員会規則第1号
 平成27年3月31日五所川原市教育委員会規則第1号
 平成27年3月31日五所川原市教育委員会規則第2号
 平成28年3月22日五所川原市教育委員会規則第2号
 平成28年3月29日五所川原市教育委員会規則第3号
 平成29年3月23日五所川原市教育委員会規則第4号

五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第15条第1項及び第17条第2項の規定に基づき、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の課、室及び係を置き、次の分掌事務を行う。

教育総務課

庶務係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会職員（県費負担教職員を除く。）の人事、服務、給与及び福利厚生に関すること。
- (3) 公印の制定、保管及び廃止に関すること。
- (4) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 教育委員会の歳入歳出予算の調製に関すること。
- (6) 教育委員会各種連絡協議会に関すること。
- (7) 教育長の秘書業務に関すること。
- (8) （公財）五所川原市教育振興会に関すること。
- (9) 奨学金に関すること。
- (10) 教職員住宅の使用料に関すること。
- (11) 金木高等学校市浦分校の授業料及び手数料に関すること。
- (12) 教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (13) 教育委員会各課及び所管施設との連絡調整に関すること。
- (14) 教育要覧に関すること。
- (15) 教育委員会の事務の評価、点検に関すること。
- (16) 教育振興基本計画に関すること。
- (17) 教育大綱に関すること。
- (18) 総合教育会議に関すること。
- (19) 課の庶務に関すること。
- (20) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会所轄の事務で他課に属さない事項

施設係

- (1) 教育財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (2) 学校の設置及び廃止に関すること。

- (3) 学校の建設に関する事。
- (4) 学校施設の管理及び維持修繕に関する事。
- (5) 学校林に関する事。
- (6) 教職員住宅の維持修繕に関する事。
- (7) 金木高等学校市浦分校の維持修繕に関する事。

学務係

- (1) 県費負担教職員の人事、服務及び福利厚生に関する事。
- (2) 県費負担教職員の評価に関する事。
- (3) 県費負担教職員の退職管理に関する事。
- (4) 児童生徒の就学、入学及び転学に関する事。
- (5) 学級編成に関する事。
- (6) 就学の援助及び幼稚園就園の奨励に関する事。
- (7) 教職員の叙位、叙勲及び表彰に関する事。
- (8) 通学区域審議会に関する事。
- (9) 教材及び教具の整備に関する事。
- (10) 学校保健及び学校環境衛生の管理指導に関する事。
- (11) 就学時健康診断に関する事。
- (12) 西北五結核対策委員会に関する事。
- (13) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (14) 学校保健関係団体の育成指導に関する事。
- (15) 学校保健の調査及び統計に関する事。
- (16) 学校管理下における共済給付に関する事。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、学務に関する事。

教育総務室

- (1) 児童生徒の就学、入学及び転学に関する事。
- (2) 就学の援助及び幼稚園の就園奨励に関する事。
- (3) 区域内の学校施設の巡回に関する事（市浦教育総務室に限る。）。
- (4) 図書館市浦分館の窓口業務に関する事（市浦教育総務室に限る。）。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の教育総務に関する事。

社会教育課

社会教育係

- (1) 社会教育の振興に関する事。
- (2) 社会教育団体の支援に関する事。
- (3) 社会教育委員に関する事。
- (4) 生涯学習に係る調査研究に関する事。
- (5) 青少年教育に関する事。
- (6) 高齢者教育に関する事。
- (7) 家庭教育に関する事。
- (8) 学校支援の推進に関する事。
- (9) 子ども読書活動の推進に関する事。
- (10) 青少年対策に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習に関する事。
- (12) 課の庶務に関する事。

少年相談センター

- (1) 相談センターの運営に関する事。
- (2) 巡回指導に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、青少年の健全育成に関する事。

文化スポーツ課

文化係

- (1) 文化及び芸術の振興に関すること。
- (2) 美術品の管理に関すること。
- (3) 民俗芸能等の保存及び継承に関すること。
- (4) 文化財の調査、保護及び活用に関すること。
- (5) 美術展示ギャラリーに関すること。
- (6) ふるさと交流圏民センターに関すること。
- (7) 津軽三味線会館に関すること。
- (8) 旧平山家住宅に関すること。
- (9) 楠美家住宅に関すること。
- (10) 太宰治記念館「斜陽館」に関すること。
- (11) 歴史民俗資料館に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、文化振興及び文化財の保護に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

スポーツ振興係

- (1) スポーツの振興及びレクリエーションに関すること。
- (2) スポーツの調査、研究及び統計に関すること。
- (3) スポーツ推進委員に関すること。
- (4) 中学生以下の各種競技会派遣費の補助に関すること。
- (5) 体育施設の建設及び整備計画に関すること。
- (6) 体育用備品の貸出しに関すること。
- (7) 国民体育大会に関すること。
- (8) 五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号）に規定する体育施設に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツに関すること。

走れメロスマラソン対策室

- (1) 走れメロスマラソンに関すること。

指導課

- (1) 教育課程、学習指導、生徒指導及び学校教育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (2) 校長及び教員の研修及び指導に関すること。
- (3) 教育の諸調査に関すること。
- (4) 学校教材に関すること。
- (5) 教科用図書採択及び調査研究に関すること。
- (6) 教育広報に関すること。
- (7) 児童及び生徒の事故に関すること。
- (8) 外国語指導助手（ALT）に関すること。
- (9) 適応指導員及び教育相談に関すること。
- (10) スクールカウンセラーに関すること。
- (11) 教育支援委員会の庶務に関すること。
- (12) その他教育の充実振興に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

（部長）

第3条 事務局に部長を置く。

- 2 部長は、教育委員会及び教育長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

（理事）

第4条 事務局に必要な応じ理事を置く。

- 2 理事は、特に命ぜられた重要な事項を統括掌理する。

（参事）

第5条 事務局に必要な応じ参事を置く。

- 2 参事は、特に命ぜられた重要な事項を統括掌理する。

（課長等）

第6条 課に課長を置き、必要に応じて副参事を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 副参事は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に参画する。

（課内室の室長）

第7条 教育総務室及び走れメロスマラソン対策室に室長を置き、五所川原市歴史民俗資料館、金木歴史民俗資料館及び金木公民館に館長を置き、少年相談センター、五所川原市B & G海洋センター金木及び五所川原市B & G海洋センター市浦に所長を置く。

2 課内室の室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第8条 削除

（課長補佐等）

第9条 課に課長補佐を置き、課内室に必要なに応じて次長を置く。

2 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を整理する。

3 次長は、室長を補佐し、室の事務を整理する。

4 課に2人以上の課長補佐が置かれる場合又は課内室に2人以上の次長が置かれる場合の課長補佐又は次長の事務分担は、部長が定める。

（主任指導主事）

第10条 課に主任指導主事を置く。

2 主任指導主事は、上司の命を受け、指導主事の職務の連絡調整事務に従事する。

（指導主事）

第11条 課に指導主事を置く。

2 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

（主幹）

第12条 課及び課内室に必要なに応じ主幹を置く。

2 主幹は、上司の命を受け、課長又は室長が定める特定の事務に従事する。

（係長）

第13条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理する。

（主査）

第14条 課及び課内室に必要なに応じ主査を置く。

2 主査は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

（主任）

第15条 係に必要なに応じ主任を置く。

2 主任は、上司の命を受け、係長の補助的業務に従事する。

（主事及び技師）

第16条 係に必要なに応じ主事及び技師を置く。

2 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

3 技師は、上司の命を受け、技術に従事する。

（技能主事及び技能技師）

第17条 係に必要なに応じ技能主事及び技能技師を置く。

2 技能主事は、上司の命を受け、労務的業務に従事する。

3 技能技師は、上司の命を受け、技術的業務に従事する。

（専任員）

第18条 課及び課内室に必要なに応じ専任員を置く

2 専任員は、上司の命を受け、培われた知識、経験又は能力に応じた業務に従事する。

（その他の職制）

第19条 教育委員会において特別に必要ながあると認められるときは、第3条から前条に定めがあるもののほか、別の職制を用いることができる。

（所管が明らかでない事務）

第20条 所管が明らかでない事務については、教育長が裁定する。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年3月16日五所川原市教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日五所川原市教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日五所川原市教委規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日五所川原市教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月26日五所川原市教委規則第8号）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年2月22日五所川原市教委規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月25日五所川原市教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月22日五所川原市教委規則第2号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日五所川原市教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日五所川原市教委規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日五所川原市教委規則第2号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（五所川原市教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の五所川原市教育委員会公告式規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の五所川原市教育委員会公告式規則の規定は、なおその効力を有する。

（五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部改正に伴う経過措置）

5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第4条の規定による改正後の五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の規定は適用せず、第4条の規定による改正前の五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月22日五所川原市教委規則第2号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日五所川原市教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日五所川原市教委規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 8 号

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成 30 年 3 月 23 日提出

五所川原市教育委員会教育長 長 尾 孝 紀

提案理由

組織の改編及び分掌事務の見直しに伴い、当該規程において一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令（案）

五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会○達記号の表文化スポーツ課の項中「文化スポーツ課」を「スポーツ振興課」に、「教文ス」を「教ス」に改め、同表市民体育館の項を削り、同表五所川原教育総務室の項中「五所川原教育総務室」を「金木教育総務室」に、「教五総室」を「教金総室」に改め、同表走れメロスマラソン対策室の項を削る。

別表第2教育委員会○指令記号の表文化スポーツ課の項中「文化スポーツ課」を「スポーツ振興課」に、「教文ス」を「教ス」に改め、同表市民体育館の項を削り、同表五所川原教育総務室の項中「五所川原教育総務室」を「金木教育総務室」に、「教五総室」を「教金総室」に改め、同表走れメロスマラソン対策室の項を削る。

別表第2教育委員会○収発記号の表文化スポーツ課の項中「文化スポーツ課」を「スポーツ振興課」に、「五教文ス発」を「五教ス発」に改め、同表市民体育館の項を削り、同表五所川原教育総務室の項中「五所川原教育総務室」を「金木教育総務室」に、「五教五総室発」を「五教金総室発」に改め、同表走れメロスマラソン対策室の項を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第2教育委員会○達記号の表五所川原教育総務室の項、同別表教育委員会○指令記号の表五所川原教育総務室の項及び同別表教育委員会○収発記号の表五所川原教育総務室の項の改正規定は、五所川原市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例（平成29年五所川原市条例第24号）の施行の日から施行する。

○五所川原市教育委員会処務規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第1号）の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第2（第2条関係） 教育委員会 ○達記号 略 <u>スポーツ振興課</u> 五教委達（<u>教ス</u>） 略 図書館 五教委達（教図） <u>金木教育総務室</u> 五教委達（<u>教金総室</u>） 市浦教育総務室 五教委達（<u>教市総室</u>） 金木公民館 五教委達（教金公） ○指令記号 略 <u>スポーツ振興課</u> 五教委指令（<u>教ス</u>） 略 図書館 五教委指令（教図） <u>金木教育総務室</u> 五教委指令（<u>教金総室</u>） 市浦教育総務室 五教委指令（<u>教市総室</u>） 金木公民館 五教委指令（教金公） ○収発記号 略 <u>スポーツ振興課</u> <u>五教ス発</u>（収） 略 図書館 五教図発（収） <u>金木教育総務室</u> <u>五教金総室発</u>（収）</p>	<p>別表第2（第2条関係） 教育委員会 ○達記号 略 <u>文化スポーツ課</u> 五教委達（<u>教文ス</u>） 略 図書館 五教委達（教図） <u>市民体育館</u> 五教委達（<u>教体</u>） <u>五所川原教育総務室</u> 五教委達（<u>教五総室</u>） 市浦教育総務室 五教委達（<u>教市総室</u>） <u>走れメロスマラソン対策室</u> 五教委達（<u>教走れメロス</u>） 金木公民館 五教委達（教金公） ○指令記号 略 <u>文化スポーツ課</u> 五教委指令（<u>教文ス</u>） 略 図書館 五教委指令（教図） <u>市民体育館</u> 五教委指令（<u>教体</u>） <u>五所川原教育総務室</u> 五教委指令（<u>教五総室</u>） 市浦教育総務室 五教委指令（<u>教市総室</u>） <u>走れメロスマラソン対策室</u> 五教委指令（<u>教走れメロス</u>） 金木公民館 五教委指令（教金公） ○収発記号 略 <u>文化スポーツ課</u> <u>五教文ス発</u>（収） 略 図書館 五教図発（収） <u>市民体育館</u> 五教体発（収） <u>五所川原教育総務室</u> <u>五教五総室発</u>（収）</p>

改正後	改正前
市浦教育総務室 五教市総室発（収） 金木公民館 五教金公発（収）	市浦教育総務室 五教市総室発（収） <u>走れメロスマラソン対策室 五教走れメロス発（収）</u> 金木公民館 五教金公発（収）

○五所川原市教育委員会処務規程

平成17年3月28日五所川原市教育委員会訓令第1号

改正

平成18年3月16日五所川原市教育委員会訓令第1号
 平成19年3月29日五所川原市教育委員会訓令第2号
 平成20年3月27日五所川原市教育委員会訓令第3号
 平成21年3月25日五所川原市教育委員会訓令第1号
 平成21年11月26日五所川原市教育委員会訓令第3号
 平成22年2月22日五所川原市教育委員会訓令第1号
 平成22年11月25日五所川原市教育委員会訓令第3号
 平成24年2月23日五所川原市教育委員会訓令第1号
 平成24年8月21日五所川原市教育委員会訓令第4号
 平成25年3月21日五所川原市教育委員会訓令第1号
 平成26年3月20日五所川原市教育委員会訓令第2号
 平成26年9月22日五所川原市教育委員会訓令第3号
 平成27年3月31日五所川原市教育委員会訓令第1号
 平成27年3月31日五所川原市教育委員会訓令第2号
 平成28年3月29日五所川原市教育委員会訓令第1号

五所川原市教育委員会処務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、教育委員会の事務局及び教育機関における事務処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の例式等)

第2条 この規程に定めるもののほか、教育委員会が管理する文書に関して必要な事項は、五所川原市文書管理規程（平成17年五所川原市訓令第4号）の例による。

2 法規文書、公示文書及び令達文書の例式は、別表第1のとおりとする。

3 達及び指令記号並びに一般文書の収発記号は、別表第2のとおりとする。

(公印)

第3条 この規程に定めるもののほか、教育委員会の公印に関して必要な事項は、五所川原市公印規程（平成17年五所川原市訓令第6号）の例による。

2 教育委員会の公印は、別表第3のとおりとする。

3 公印管理者は教育総務課長とする。

(人事評価の実施)

第4条 この規程に定めるもののほか、教育委員会が実施する人事評価に関して必要な事項は、五所川原市職員の人事評価の実施に関する規程（平成28年五所川原市訓令第1号）の例による。

(補則)

第5条 この規程及び教育委員会が別に定めるもののほか、事務局の処務及び職員の服務に関して必要な事項は、市長の定める規則、告示及び訓令の例による。

附 則

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年3月16日五所川原市教委訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日五所川原市教委訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日五所川原市教委訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日五所川原市教委訓令第1号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月26日五所川原市教委訓令第3号）

この訓令は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年2月22日五所川原市教委訓令第1号）
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月25日五所川原市教委訓令第3号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年2月23日五所川原市教委訓令第1号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月21日五所川原市教委訓令第4号）
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日五所川原市教委訓令第1号）
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日五所川原市教委訓令第2号）
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月22日五所川原市教委訓令第3号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日五所川原市教委訓令第1号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日五所川原市教委訓令第2号抄）
（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（五所川原市教育委員会処務規程の一部改正に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の五所川原市教育委員会処務規程の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の五所川原市教育委員会処務規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月29日五所川原市教委訓令第1号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定及び別表第4を削る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

● 教育委員会の法規、公示及び令達文書例式

- 教育委員会規則
- 教育委員会告示
- ア 規程形式でない場合
- イ 規程形式の場合
- 公告
- 教育委員会訓令
- ア 規程形式でない場合
- イ 規程形式の場合
- 達
- 指令

別表第2（第2条関係）

教育委員会

○達記号

教育総務課 五教委達（教総）

社会教育課 五教委達（教社）

文化スポーツ課 五教委達（教文ス）

指導課 五教委達（教指）

中央公民館 五教委達（教中公）

学校給食センター 五教委達（教給セ）

図書館 五教委達（教図）

市民体育館 五教委達（教体）

- 五所川原教育総務室 五教委達（教五総室）
 市浦教育総務室 五教委達（教市総室）
 走れメロスマラソン対策室 五教委達（教走れメロス）
 金木公民館 五教委達（教金公）
 ○指令記号
 教育総務課 五教委指令（教総）
 社会教育課 五教委指令（教社）
 文化スポーツ課 五教委指令（教文ス）
 指導課 五教委指令（教指）
 中央公民館 五教委指令（教中公）
 学校給食センター 五教委指令（教給セ）
 図書館 五教委指令（教図）
 市民体育館 五教委指令（教体）
 五所川原教育総務室 五教委指令（教五総室）
 市浦教育総務室 五教委指令（教市総室）
 走れメロスマラソン対策室 五教委指令（教走れメロス）
 金木公民館 五教委指令（教金公）
 ○収発記号
 教育総務課 五教総発（収）
 社会教育課 五教社発（収）
 文化スポーツ課 五教文ス発（収）
 指導課 五教指発（収）
 中央公民館 五教中公発（収）
 学校給食センター 五教給セ発（収）
 図書館 五教図発（収）
 市民体育館 五教体発（収）
 五所川原教育総務室 五教五総室発（収）
 市浦教育総務室 五教市総室発（収）
 走れメロスマラソン対策室 五教走れメロス発（収）
 金木公民館 五教金公発（収）

別表第3（第3条関係）

公印の名称	字句	保管責任者	形状	寸法	書体	個数	用途
教育委員会印	五所川原市教育委員会之印	教育総務課長	正方形	30ミリメートル	古印	1	辞令、賞状及び公文書
教育長職印	五所川原市教育委員会教育長之印	教育総務課長	正方形	20ミリメートル	古印	1	辞令、賞状及び公文書
教育長職務代理者職印	五所川原市教育委員会教育長職務代理者之印	教育総務課長	正方形	21ミリメートル	古印	1	一般公文書
学校印	青森県五所川原市立五所川原小学校	学校長	正方形	45ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立南小学校	学校長	正方形	45ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立中央小学校印	学校長	正方形	60ミリメートル	てん書	1	卒業証書

学校印	青森県五所川原市立栄小学校之印	学校長	正方形	60ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立三輪小学校之印	学校長	正方形	60ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立三好小学校印	学校長	正方形	45ミリメートル	古印	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立東峰小学校印	学校長	正方形	60ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立松島小学校印	学校長	正方形	45ミリメートル	古印	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立いずみ小学校之印	学校長	正方形	30ミリメートル	古印	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立金木小学校印	学校長	正方形	45ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立市浦小学校印	学校長	正方形	45ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立五所川原第一中学校之印	学校長	正方形	60ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立五所川原第二中学校之印	学校長	正方形	43ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立五所川原第三中学校之印	学校長	正方形	58ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立五所川原第四中学校印	学校長	正方形	60ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立金木中学校印	学校長	正方形	45ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校印	青森県五所川原市立市浦中学校印	学校長	正方形	45ミリメートル	てん書	1	卒業証書
学校長印	青森県五所川原市立五所川原小学校長印	学校長	正方形	18ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書

学校長印	青森県五所川原市立南小学校長之印	学校長	正方形	18ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立中央小学校長印	学校長	正方形	18ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立栄小学校長印	学校長	正方形	18ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立三輪小学校長印	学校長	正方形	18ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立三好小学校長印	学校長	正方形	18ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立東峰小学校長印	学校長	正方形	18ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立松島小学校長印	学校長	正方形	18ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書

学校長印	青森県五所川原市立いずみ小学校長印	学校長	正方形	21ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立金木小学校長印	学校長	正方形	21ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立市浦小学校長印	学校長	正方形	21ミリメートル	古印	1	卒業証書・修了証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立五所川原第一中学校長印	学校長	正方形	21ミリメートル	てん書	1	卒業証書・表彰状各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立五所川原第二中学校長印	学校長	正方形	21ミリメートル	てん書	1	卒業証書・表彰状各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立五所川原第三中学校長印	学校長	正方形	20ミリメートル	てん書	1	卒業証書・表彰状各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立五所川原第四中学校長印	学校長	正方形	18ミリメートル	古印	1	卒業証書・表彰状各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立金木中学校長印	学校長	正方形	21ミリメートル	古印	1	卒業証書・表彰状・各種証明書・諸報告書及びその他

							校長名をもってする文書
学校長印	青森県五所川原市立市浦中学校長印	学校長	正方形	21ミリメートル	古印	1	卒業証書・表彰状各種証明書・諸報告書及びその他校長名をもってする文書
中央公民館長職印	五所川原市中央公民館長之印	中央公民館長	正方形	21ミリメートル	古印	1	館長名による公文書
学校給食センター所長職印	五所川原市立学校給食センター所長之印	学校給食センター所長	正方形	18ミリメートル	古印	1	学校給食センター所長名による公文書
図書館長職印	五所川原市立図書館長之印	図書館長	正方形	18ミリメートル	隸書	1	図書館長名による公文書
歴史民俗資料館長職印	五所川原市歴史民俗資料館長之印	歴史民俗資料館長	正方形	20ミリメートル	隸書	1	館長名による公文書
金木歴史民俗資料館長職印	金木歴史民俗資料館長之印	金木歴史民俗資料館長	正方形	18ミリメートル	古印	1	館長名による公文書
金木公民館長職印	金木公民館長之印	金木公民館長	正方形	21ミリメートル	古印	1	館長名による公文書

議案第9号

五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令の制定について

五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成30年3月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

組織の改編及び分掌事務の見直しに伴い、当該規程において一部を改正するものである。

五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令(案)

五所川原市教育委員会事務専決代決規程(平成17年五所川原市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1 共通専決事項(特定専決事項において別に定める場合を除く。)の表人事関係の部出張の款職員の旅行命令の項及び同款各種委員等の旅行命令の項中「除く。課内室長専決」を「除く。)(課内室長専決」に改め、同表財務関係の部工事の施行の項中「工事施行上監督」を「工事施行上の監督」に改め、同部検査の項部長の欄中「(工事の完成検査及び出来高検査を除く。)」を削り、同項課長の欄第2号中「100万円未満」を「130万円以下」に、「出来高検査」を「出来形検査(課内室長専決を除く。)」に改め、同項課内室長の欄第2号中「出来高検査」を「出来形検査」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「課内室長」とあるのは、第2条第5号に定める課内室の室長をいう。

別表第2 特定専決事項の表中

「

社会教育課	生涯学習		(1) 社会教育関係団体の指導及び育成 (2) 生涯学習のための各種事業の実施 (3) 社会教育施設との連絡調整 (4) 少年の街頭指導及び非行防止に係わる連絡調整	
文化スポーツ課	文化振興	重要なもの	(1) 文化団体の指導及び育成 (2) 所蔵美術品の保存、管理	
	文化財	重要なもの	文化財の調査、保護及び活用	
	社会体育施設関係機関連絡調整	重要なもの	社会体育施設関係機関連絡調整	
	学校体育施設開放事業に係る開放の決定		学校体育施設開放事業に係る開放の決定	

」

を
「

教育総務室	児童及び生徒の就学等			転校等による学校の指定
-------	------------	--	--	-------------

社会教育課	生涯学習		(1) 社会教育関係団体の指導及び育成 (2) 生涯学習のための各種事業の実施 (3) 社会教育施設との連絡調整 (4) 少年の街頭指導及び非行防止に関わる連絡調整	
	文化振興	重要なもの	(1) 文化団体の指導及び育成 (2) 所蔵美術品の保存及び管理	
	文化財	重要なもの	文化財の調査、保護及び活用	
スポーツ振興課	社会体育施設関係機関連絡調整	重要なもの	社会体育施設関係機関連絡調整	
	学校体育施設開放事業に係る開放の決定		学校体育施設開放事業に係る開放の決定	

に改める。

別表第2特定専決事項の表中央公民館の項の次に次のように加える。

金木公民館	金木公民館の管理運営	休館日の変更		
-------	------------	--------	--	--

別表第2特定専決事項の表中

図書館	図書館の管理運営	(1) 休館日の変更 (2) 図書館資料の除籍	(1) 開館時間の変更 (2) 図書館資料の選択	
教育総務室	児童及び生徒の就学等			(1) 児童及び生徒の転入学の許可 (2) 転校等による学校の指定
金木公民館	金木公民館の管理運営	休館日の変更		

を
「

図書館	図書館の管理 運営	(1) 休館日 の変更 (2) 図書館 資料の除籍	(1) 開館時間の変更 (2) 図書館資料の選択	
-----	--------------	------------------------------------	-----------------------------	--

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「課内室長」とあるのは、第2条第5号に定める課内室の室長をいう。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

○五所川原市教育委員会事務専決代決規程（平成17年五所川原市教育委員会訓令第2号）の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係） 共通専決事項（特定専決事項において別に定める場合を除く。）					別表第1（第3条関係） 共通専決事項（特定専決事項において別に定める場合を除く。）				
項目	専決区分				項目	専決区分			
	部長	課長	課内室長	部長		課長	課内室長		
略					略				
人事略					人事略				
関係	出張 職員の旅行 命令	(1) 所属職員の県外旅行命令及び復命	所属職員の県内旅行命令(宿泊を伴うものを除く。)(課内室長専決を除く。)	所属職員の県内旅行命令(宿泊を伴うものを除く。)	関係	出張 職員の旅行 命令	(1) 所属職員の県外旅行命令及び復命	所属職員の県内旅行命令(宿泊を伴うものを除く。課内室長専決を除く。)	所属職員の県内旅行命令(宿泊を伴うものを除く。)
		(2) 所属職員の宿泊を伴う県内旅行命令及び復命	各種委員等の県外旅行命令又は旅行依頼及び宿泊を伴う県内旅行命令又は旅行依頼	各種委員等の県内旅行命令又は旅行依頼(宿泊を伴うものを除く。)(課内室長専決を除く。)			(2) 所属職員の宿泊を伴う県内旅行命令及び復命	各種委員等の県外旅行命令又は旅行依頼及び宿泊を伴う県内旅行命令又は旅行依頼	各種委員等の県内旅行命令又は旅行依頼(宿泊を伴うものを除く。課内室長専決を除く。)
財務略					財務略				
関係	工事の施行		(1)～(4)略 (5) 工事施行上の監督の指示		関係	工事の施行		(1)～(4)略 (5) 工事施行上の監督の指示	

改正後					改正前				
			(6)～(10) 略				(6)～(10) 略		
	検査	1件の金額が100万円以上2,000万円未満の物品等の検査	(1) 1件の金額が100万円未満の物品等の検査(課内室長専決を除く。) (2) 契約金額が130万円以下の工事の完成検査及び出来形検査(課内室長専決を除く。)	(1) 1件の金額が70万円未満の物品等の検査 (2) 契約金額が70万円未満の工事の完成検査及び出来形検査		検査	1件の金額が100万円以上2,000万円未満の物品等(工事の完成検査及び出来高検査を除く。)の検査	(1) 1件の金額が100万円未満の物品等の検査(課内室長専決を除く。) (2) 契約金額が100万円未満の工事の完成検査及び出来高検査	(1) 1件の金額が70万円未満の物品等の検査 (2) 契約金額が70万円未満の工事の完成検査及び出来高検査
	略					略			

備考 この表において「課内室長」とあるのは、第2条第5号に定める課内室の室長をいう。

別表第2（第3条関係）

特定専決事項

課名等	項目	専決区分		
		部長	課長	課内室長
教育総務課	略			
教育総務室	児童及び生徒の就学等			転校等による学校の指定
社会教育課	生涯学習		(1)～(3) 略 (4) 少年の街頭指導及び非行防止に係わる連絡	

別表第2（第3条関係）

特定専決事項

課名等	項目	専決区分		
		部長	課長	課内室長
教育総務課	略			
社会教育課	生涯学習		(1)～(3) 略 (4) 少年の街頭指導及び非行防止に係わる連絡	

改正後					改正前				
			調整					調整	
	文化振興	重要なもの	(1) 文化団体の 指導及び育成 (2) 所蔵美術品 の保存及び管理					(1) 文化団体の 指導及び育成 (2) 所蔵美術品 の保存、管理	
	文化財	重要なもの	文化財の調査、保 護及び活用					文化財の調査、保 護及び活用	
ス ポ ー ツ 振 興 課					文 化 ス ポ ー ツ 課	文化振興	重要なもの	(1) 文化団体の 指導及び育成 (2) 所蔵美術品 の保存、管理	
	社会体育施設 関係機関連絡 調整	重要なもの	社会体育施設関係 機関連絡調整			文化財	重要なもの	文化財の調査、保 護及び活用	
	学校体育施設 開放事業に係 る開放の決定		学校体育施設開放 事業に係る開放の 決定			社会体育施設 関係機関連絡 調整	重要なもの	社会体育施設関係 機関連絡調整	
	学校体育施設 開放事業に係 る開放の決定		学校体育施設開放 事業に係る開放の 決定			学校体育施設 開放事業に係 る開放の決定		学校体育施設開放 事業に係る開放の 決定	
略					略				
中 央 公 民 館	略				中 央 公 民 館	略			
金 木 公 民 館	金木公民館の 管理運営	休館日の変 更							
略					略				
図 書 館	略				図 書 館	略			
					教 育 総 務 室	児童及び生徒 の就学等		(1) 児童及 び生徒の転 入学の許可 (2) 転校等 による学校 の指定	

改正後					改正前				
					金 木 公 民 館	金 木 公 民 館 の 管 理 運 営	休 館 日 の 変 更		
備考 この表において「課内室長」とあるのは、第2条第5号に定める課内 室の室長をいう。									

○五所川原市教育委員会事務専決代決規程

平成17年3月28日五所川原市教育委員会訓令第2号

改正

平成18年3月16日五所川原市教育委員会訓令第2号
 平成19年3月29日五所川原市教育委員会訓令第3号
 平成20年3月27日五所川原市教育委員会訓令第2号
 平成21年3月25日五所川原市教育委員会訓令第2号
 平成22年4月22日五所川原市教育委員会訓令第2号
 平成25年3月21日五所川原市教育委員会訓令第2号
 平成27年3月31日五所川原市教育委員会訓令第2号
 平成28年3月29日五所川原市教育委員会訓令第2号

五所川原市教育委員会事務専決代決規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年五所川原市規則第10号）第5条及び五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第5号）第1条の規定に基づき教育長に委任された事務（以下「教育長の権限に属する事務等」という。）の専決及び代決に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 教育長の権限に属する事務等を常時教育長に代わって決裁することをいう。
- (2) 代決 教育長及び専決の権限を有する者が不在のとき、一時その者に代わって決裁することをいう。
- (3) 部長 五所川原市教育委員会事務局組織及び運営規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第4号。以下「運営規則」という。）第3条第1項に規定する部長をいう。
- (4) 課長 運営規則第6条第1項に規定する課長、中央公民館長、学校給食センター所長及び図書館長をいう。
- (5) 課内室の室長 運営規則第7条第1項に規定する室長、館長及び所長をいう。
- (6) 課長補佐 運営規則第9条第1項に規定する課長補佐をいう。
- (7) 次長 運営規則第9条第1項に規定する次長をいう。

(専決事務の処理)

第3条 部長並びに課長及び課内室の室長（以下「課長等」という。）は、別表第1及び別表第2に掲げる事務で、その所管事務に限りこれを専決することができる。ただし、別表第1及び別表第2に明示されていない事務であっても実質が専決事項とされているものと重要度が同程度と類推できるものは、適宜専決することができる。

2 別表第1及び別表第2に明示された事務であっても次に掲げるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 異例に属し、又は将来の重要な先例となるべきもの
 - (2) 紛議論争のあるもの又は処理の結果紛議論争のおそれのあるもの
 - (3) 疑義のあるもの及び合議の整わないもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、事案が重要で上司の決裁を受ける必要があると認められるもの
- (教育長の事務の代決)

第4条 教育長が不在のときは、部長がその事務を代決する。

(部長の事務の代決)

第5条 部長が不在のときは、当該事務を主管する課長等がその事務を代決する。

(課長の事務の代決)

第6条 課長等が不在のときは、課長補佐及び次長が、課長等並びに課長補佐及び次長がともに不在の場合で特に緊急を要するときは、当該事務を担当する係長がその事務を代決する。

(代決の制限等)

第7条 第3条第2項の規定は、前3条に規定する代決事項について準用する。

2 代決した事項については、速やかに後閲を受けなければならない。ただし、軽微なもの又はあらかじめ上司の指示したものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年3月16日五所川原市教委訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日五所川原市教委訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日五所川原市教委訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日五所川原市教委訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月22日五所川原市教委訓令第2号）

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日五所川原市教委訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日五所川原市教委訓令第2号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（五所川原市教育委員会処務規程の一部改正に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の五所川原市教育委員会処務規程の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の五所川原市教育委員会処務規程の規定は、なおその効力を有する。

（五所川原市教育委員会事務専決代決規程の一部改正に伴う経過措置）

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の五所川原市教育委員会事務専決代決規程の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の五所川原市教育委員会事務専決代決規程の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年3月29日五所川原市教委訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

共通専決事項（特定専決事項において別に定める場合を除く。）

項目			専決区分		
			部長	課長	課内室長
庶務関係	文書事務	文書管理		文書の收受、発送、保存及び廃棄並びに書庫の管理（課内室長専決を除く。）	文書の收受、発送、保存及び廃棄並びに書庫の管理
		公印の管理		公印の使用及び保管	公印の使用及び保管
		届出書等の受理		届出書、申請書、願書等の受理	
		許可、認可その他の行政処分の発令（令達文書のうち指令又は達）	法令又は条例に基づいて行う許可、認可その他の行政処分のうち重要なもの	法令又は条例に基づいて行う許可、認可その他の行政処分のうち定例的なもの	
		照会、回答、通知、報告その他の一般	重要なもの	定例的なもの（課内室長専決を除く。）	課長が指定する軽易なもの

	文書の処理			
	証明書の交付及び 閲覧		法令又は条例に基づ いて行う原簿による 諸証明の交付及び閲 覧	
	各種団体の行事後 援及び共催の決定	経費を伴う関係行事 に対する後援を決定 すること（定例的な ものに限る。）。	経費を伴わない関係 行事の対する後援を 決定すること（定例 的なものに限る。）。	
	情報公開及び個人情報保護	五所川原市情報公開 条例（平成17年五所 川原市条例第9号） 又は五所川原市個人 情報保護条例（平成 17年五所川原市条例 第10号）に基づく諸 請求に対する決定		
財産	行政財産の目的外 使用	使用期間3月以上6 月未満の使用許可及 び使用期間1年以上 であって、既にした 使用許可の更新に係 るもの	使用期間3月未満の 使用許可（課内室長 専決を除く。）	使用期間7日未満 の使用許可
	所管に属する施設 の維持管理及び運 営の総合調整		所管に属する施設の 維持管理及び運営の 総合調整（課内室長 専決を除く。）	所管に属する施設 の維持管理及び運 営の総合調整
	所管する施設の備 品の管理及び貸与	所管する施設の備品 の管理及び貸与（重 要備品を除く。）	所管する施設の備品 の管理及び貸与	
	物品の処分	見積額が10万円以上 100万円未満の不用 品の処分	見積額が10万円未満 の不用品の処分（課 内室長専決を除く。）	見積額が10万円未 満の不用品の処分
災害対策	部内の災害応急対策 の総括	災害応急対策の実施 （課内室長専決を除 く。）	災害応急対策の実 施	
車両管理		車両の使用の承認 （課内室長専決を除 く。）	車両の使用の承認	
人事関係	任用		日々雇用職員の任用 （課内室長専決を除 く。）	日々雇用職員の任 用
	職員の事務分掌	所属の事務分掌及び 所掌事務の調整	所属職員の事務分掌 （課内室長専決を除 く。）	所属職員の事務分 掌
	事務引継	課長の事務引継	所属職員の事務引継 （課内室長専決を除 く。）	所属職員の事務引 継
服務	週休日の振替え、	所属職員の承認（課	所属職員の承認（課	所属職員の承認

		休日の代休日の指定、勤務時間の割振り及び年次休暇の承認	長専決を除く。）	内室長専決を除く。）	
		時間外等勤務命令		課長補佐級以下の時間外勤務命令及び休日勤務命令（課内室長専決を除く。）	課長補佐級以下の時間外勤務命令及び休日勤務命令
	出張	職員の旅行命令	(1) 所属職員の県外旅行命令及び復命 (2) 所属職員の宿泊を伴う県内旅行命令及び復命	所属職員の県内旅行命令（宿泊を伴うものを除く。課内室長専決を除く。）	所属職員の県内旅行命令（宿泊を伴うものを除く。）
		各種委員等の旅行命令	各種委員等の県外旅行命令又は旅行依頼及び宿泊を伴う県内旅行命令又は旅行依頼	各種委員等の県内旅行命令又は旅行依頼（宿泊を伴うものを除く。課内室長専決を除く。）	各種委員等の県内旅行命令又は旅行依頼（宿泊を伴うものを除く。）
財務関係	収入	調定、納入通知及び収入命令		調定、納入通知及び収入命令（課内室長専決を除く。）	使用料及び手数料を除く諸収入金の調定、納入通知及び収入命令
		減免及び徴収猶予	基準の定めがないものの減免	基準の定めがあるもの（課内室長専決を除く。）	基準の定めがあるもの
		過誤納金又は減免による還付及び充当		過誤納金又は減免による還付及び充当（課内室長専決を除く。）	過誤納金又は減免による還付及び充当
		寄附採納（指定寄附及び条件付寄附を除く。）	1件の金額が10万円以上100万円未満のもの	1件の金額が10万円未満のもの	
	支出負担行為	1節 報酬	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの（課内室長専決を除く。）	70万円未満のもの
		7節 賃金	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの（課内室長専決を除く。）	70万円未満のもの
		8節 報償費のうち金銭で支給するもの	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの（課内室長専決を除く。）	70万円未満のもの
		8節 報償費のうち上記以外のもの	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの（課内室長専決を除く。）	30万円未満のもの
		9節 旅費で宿泊を伴うもの	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの（課内室長専決を除く。）	30万円未満のもの
		9節 旅費で上記	100万円以上2,000万円	100万円未満のもの	70万円未満のもの

以外のもの	円未満のもの	(課内室長専決を除く。)	
10節 交際費	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	70万円未満のもの
11節 需用費のうち消耗品費、修繕料、飼料費、印刷製本費、医薬材料費	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
11節 需用費のうち上記以外のもの	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	70万円未満のもの
12節 役務費のうち通信費、保険料、医療審査手数料	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	70万円未満のもの
12節 役務費のうち上記以外のもの	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
13節 委託料のうち工事、施設維持管理業務等関係のもの	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
13節 委託料のうち上記以外のもの	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	70万円未満のもの
14節 使用料及び賃借料	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
15節 工事請負費	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
16節 原材料費	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
17節 公有財産購入費	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
18節 備品購入費	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
19節 負担金、補助及び交付金のうち負担金及び国保等医療費に係るもの	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	70万円未満のもの
19節 負担金、補助及び交付金のうち上記以外のもの	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの

	20節 扶助費	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	70万円未満のもの
	21節 貸付金	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
	22節 補償、補填及び賠償金	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
	24節 投資及び出資金	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
	25節 積立金	100万円以上2,000万円未満のもの	100万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	70万円未満のもの
	26節 寄附金	50万円以上500万円未満のもの	50万円未満のもの (課内室長専決を除く。)	30万円未満のもの
	工事の施行		(1) 工事の工程及び工事着工届の受理 (2) 工事請負人の現場代理人及び主任技術者等の受理 (3) 工事資材の承諾 (4) 下請負人の受理 (5) 工事施行上監督の指示 (6) 工事の実施に関する諸届、報告、申請 (7) 材料の検査及び試験の決定 (8) 完成届の受理 (9) 引渡書の受理 (10) 監督職員の指定	
	検査	1件の金額が100万円以上2,000万円未満の物品等(工事の完成検査及び出来高検査を除く。)の検査	(1) 1件の金額が100万円未満の物品等の検査(課内室長専決を除く。) (2) 契約金額が100万円未満の工事の完成検査及び出来高検査	(1) 1件の金額が70万円未満の物品等の検査 (2) 契約金額が70万円未満の工事の完成検査及び出来高検査
	支出命令	1件の金額が100万円以上2,000万円未	1件の金額が100万円未	1件の金額が70万円未

		満の支出命令	(課内室長専決を除く。)	
	資金前渡、概算払及び前払金の積算に係る確認		資金前渡、概算払及び前払金の積算に係る確認(課内室長専決を除く。)	資金前渡、概算払及び前払金の積算に係る確認
	返納命令		過誤払金の返納命令(課内室長専決を除く。)	過誤払金の返納命令
	国庫負担(補助)金及び県補助金の申請及び請求	国庫負担(補助)金及び県補助金の申請並びに請求		

別表第2(第3条関係)
特定専決事項

課名等	項目	専決区分		
		部長	課長	課内室長
教育総務課	公印の統括		公印の新調、変更及び廃止並びに事前押印の公印使用承認	
	小学校・中学校		小学校・中学校との連絡調整	
	児童及び生徒の就学等		(1) 児童及び生徒の転入学の許可 (2) 転校等による学校の指定 (3) 就学予定者の学校指定及び期日の通知	
	県費負担職員の任免及び服務等		(1) 履歴事項異動届出 (2) 履歴事項等の証明	
	奨学金貸付償還金の徴収	公示送達	(1) 納入通知書の発行 (2) 督促状の発行	
	教職員住宅の管理		(1) 教職員住宅の入居及び入替の決定 (2) 教職員住宅の維持修繕の施行	
	児童及び生徒の健康診断の実施の決定等		(1) 就学予定者の健康診断の実施の決定 (2) 児童及び生徒の健康診断の実施時期の決定	
	日本体育学校健康センター医療費給付の支給		日本体育学校健康センター医療費給付の支給	
社会教育課	生涯学習		(1) 社会教育関係団体の指導及び育成	

			(2) 生涯学習のための各種事業の実施 (3) 社会教育施設との連絡調整 (4) 少年の街頭指導及び非行防止に係わる連絡調整	
文化スポーツ課	文化振興	重要なもの	(1) 文化団体の指導及び育成 (2) 所蔵美術品の保存、管理	
	文化財	重要なもの	文化財の調査、保護及び活用	
	社会体育施設関係機関連絡調整	重要なもの	社会体育施設関係機関連絡調整	
	学校体育施設開放事業に係る開放の決定		学校体育施設開放事業に係る開放の決定	
指導課	学校の管理運営	(1) 休日等に係る承認 (2) 臨時休業の承認 (3) 校外行事の承認	(1) 学校訪問計画の策定 (2) 研究会等の開催 (3) 休業日に係る届出の受理	
中央公民館	公民館の管理運営	休館日の変更		
学校給食センター	学校給食の管理運営		(1) 学校給食実施計画の策定 (2) 学校給食献立作成及び作業実施の決定 (3) 小学校・中学校との給食数増減調整及び連絡 (4) 学校給食に関する食品の安全性研究指導 (5) 調理従事職員の衛生管理研修及び健康管理 (6) 給食賄材料の検収	
図書館	図書館の管理運営	(1) 休館日の変更 (2) 図書館資料の除籍	(1) 開館時間の変更 (2) 図書館資料の選択	
教育総務室	児童及び生徒の就学等			(1) 児童及び生徒の転入学の許可 (2) 転校等による学校の指定
金木公民館	金木公民館の管理運営	休館日の変更		

議案第10号

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

平成30年3月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市体育施設設置条例の改正に伴い、当該規則において一部を改正するものである。

五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則（案）

五所川原市体育施設設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「体育施設使用申請書」を「体育施設等使用許可申請書」に改め、同条第4項中「体育施設使用許可（不許可）決定書」を「体育施設等使用許可（不許可）決定通知書」に改め、同条に次の1項を加える。

5 条例第9条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の体育施設等使用許可申請書及び体育施設等使用許可（不許可）決定通知書の様式は、様式第1号及び様式第2号にかかわらず、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて、別に定めることができる。

別表第1五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設の表市民プールの項を削る。

別表第2都市公園内に公園施設として設置される体育施設の表市民プールの項を削る。
別表第2都市公園以外に設置される体育施設の表中

「

五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	午前9時から午後5時まで
五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	

」

を

「

五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	午前9時から午後5時まで
五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	午前9時から午後9時まで
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	午前9時から午後5時まで

」

に改め、同表五所川原市金木運動公園の項中「(4)管理事務所 午前9時から午後6時まで」を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

体育施設等使用許可申請書	
五所川原市教育委員会教育長	年 月 日

申請者		
次のとおり使用したいので申請いたします。		
使用目的		営利（興行）を目的と <input type="checkbox"/> する ・ <input type="checkbox"/> しない
使用日時	使用年月日	使用時間
使用施設	施設名称	競技場・会議室等の名称
	附属設備名称及び数	
使用予定人員		主たる使用者区分
備考欄		

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）

体育施設等使用許可（不許可）決定通知書		
_____様	指令第	号
	年 月 日	
五所川原市教育委員会教育長 ㊟		
申請のあった体育施設の使用について、次のとおり通知します。		

決 定 事 項		不許可とした場合その理由	
使 用 目 的		使 用 区 分	
使 用 日 時		使 用 年 月 日	使 用 時 間
使 用 施 設	施 設 名 称	競 技 場 ・ 会 議 室 等 の 名 称	
	附 属 設 備 名 称 及 び 数		
備 考 欄			

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○五所川原市体育施設設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第45号）の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前														
<p>(使用申請)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により体育施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>体育施設等使用許可申請書</u>（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 教育委員会は、第1項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して<u>体育施設等使用許可（不許可）決定通知書</u>（様式第2号）を交付する。</p> <p>5 <u>条例第9条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせる場合の体育施設等使用許可申請書及び体育施設等使用許可（不許可）決定通知書の様式は、様式第1号及び様式第2号にかかわらず、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて、別に定めることができる。</u></p>	<p>(使用申請)</p> <p>第4条 条例第5条第1項の規定により体育施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>体育施設使用申請書</u>（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 教育委員会は、第1項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して<u>体育施設使用許可（不許可）決定書</u>（様式第2号）を交付する。</p>														
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設</p> <table border="1" data-bbox="183 994 1066 1161"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>都市公園以外に設置される体育施設</p> <p>略</p>	名称	休館日（休場日等を含む。）	略	略	球技場		<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設</p> <table border="1" data-bbox="1173 994 2056 1161"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>休館日（休場日等を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民プール</td> <td>9月から翌年の6月まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>都市公園以外に設置される体育施設</p> <p>略</p>	名称	休館日（休場日等を含む。）	略	略	球技場		市民プール	9月から翌年の6月まで
名称	休館日（休場日等を含む。）														
略	略														
球技場															
名称	休館日（休場日等を含む。）														
略	略														
球技場															
市民プール	9月から翌年の6月まで														
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>都市公園内に公園施設として設置される体育施設</p> <table border="1" data-bbox="183 1316 1066 1437"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用時間（利用時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td>午前7時30分から日没まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用時間（利用時間）	略		球技場	午前7時30分から日没まで	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>都市公園内に公園施設として設置される体育施設</p> <table border="1" data-bbox="1173 1316 2056 1437"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用時間（利用時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>球技場</td> <td>午前7時30分から日没まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用時間（利用時間）	略		球技場	午前7時30分から日没まで		
名称	使用時間（利用時間）														
略															
球技場	午前7時30分から日没まで														
名称	使用時間（利用時間）														
略															
球技場	午前7時30分から日没まで														

改正後		改正前	
		市民プール	午前9時から午後5時まで
都市公園以外に設置される体育施設		都市公園以外に設置される体育施設	
名称	使用時間（利用時間）	名称	使用時間（利用時間）
五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	午前9時から午後5時まで	五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	午前9時から午後5時まで
五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	午前9時から午後9時まで	五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	午前9時から午後5時まで	五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	
略		略	
五所川原市金木運動公園	(1) 野球場 午前9時から日没まで (2) 庭球場 午前9時から午後9時まで (3) 多目的グラウンド 午前9時から日没まで	五所川原市金木運動公園	(1) 野球場 午前9時から日没まで (2) 庭球場 午前9時から午後9時まで (3) 多目的グラウンド 午前9時から日没まで (4) 管理事務所 午前9時から午後6時まで
略		略	

改正後		改正前	
様式第1号 (第4条関係)		様式第1号 (第4条関係)	
<p>体育施設等使用許可申請書</p> <p>五所川原市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p>次のとおり使用したいので申請いたします。</p>		<p>体育施設使用申請書</p> <p>五所川原市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">団体名 _____</p> <p style="text-align: center;">申請者住所 _____</p> <p style="text-align: center;">(使用責任者) 氏名 _____ 電話() _____</p> <p>次のとおり使用したいので申請いたします。</p>	
使用目的		営利(興行)を目的と <input type="checkbox"/> する ・ <input type="checkbox"/> しない	
使用日時	使用年月日	使用時間	
施設	施設名称	競技場・会議室等の名称	
施設	附属設備名称及び数		
使用予定人員		主たる使用者区分	
備考欄			
使用施設	市民体育館	主競技場・補助競技場・会議室()・その他()	
	菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他()	
	球技場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他()	
	プー ル	市民プール・B&G金木プール・その他()	
	全木運動公園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他()	
	山村広場	広場・その他()	
	高瀬スキー場	リフト・ヒュッテ・その他()	
	B&G海洋センター	体育館・艇庫・その他()	
	つがる克雪ドーム	多目的グラウンド(全面・平面)・会議室・多目的室・その他()	
	弓道場		
勤労者総合スポーツ施設	多目的アリーナ・柔道場・その他()		
相撲場	相撲場・観覧場		
藤川体育館	主競技場・多目的室・その他()		
スポーツ用具等			
使用内容	アマチュアスポーツ	入場料を徴収	営利を目的と
	アマチュアスポーツ以外	する・しない	する・しない
使用予定人員	選手	人	観覧者
使用設備備品	電気使用(有・無)		設備使用(有・無)
	暖房使用(有・無)		体育器具使用(有・無)
備考欄			

改正後		改正前	
様式第2号(第4条関係)		様式第2号(第4条関係)	
<p style="text-align: center;">体育施設等使用許可(不許可)決定通知書</p> <p style="text-align: right;">指令第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">五所川原市教育委員会教育長 ㊟</p> <p>申請のあった体育施設の使用について、次のとおり通知します。</p>		<p style="text-align: center;">体育施設使用許可(不許可)決定書</p> <p style="text-align: right;">指令第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">五所川原市教育委員会教育長 ㊟</p> <p>申請のあった体育施設の使用について、次のとおり決定します。</p>	
決定事項	不許可とした場合その理由	決定区分	許可する・許可しない
使用目的	使用区分	使用日	
使用日時	使用年月日	使用日時	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで
使用施設	施設名称	競技場・会議室等の名称	
	附属設備名称及び数		
備考欄		市民体育館	主競技場・補助競技場・会議室()・その他()
		菊ヶ丘運動公園	球場・庭球場・その他()
		球技場 (岩木川河川敷)	野球場A・野球場B・その他()
		プール	市民プール・B&G金木プール・その他()
		金木運動公園	野球場・テニスコート・管理事務所(シャワー室・研修室)・その他()
		山村広場	広場・その他()
		嘉瀬スキー場	リフト・ヒュッテ・その他()
		B&G海洋センター	体育館・艇庫・その他()
		つがる克雪ドーム	多目的グラウンド(全面・半面)・会議室・多目的室・その他()
		弓道場	
		勤労者総合スポーツ施設	多目的アリーナ・柔道場・その他()
		相撲場	相撲場・観覧場
		津川体育館	主競技場・多目的室・その他()
		スポーツ用具等	
使用内容		アマチュアスポーツ	入場料を徴収
		アマチュアスポーツ以外	する・しない
使用予定人員		選手	観覧者
			人
使用設備備品		電気使用(有・無)	設備使用(有・無)
		暖房使用(有・無)	体育器具使用(有・無)
備考欄			

○五所川原市体育施設設置条例施行規則

平成17年9月30日五所川原市教育委員会規則第45号

改正

平成19年3月30日五所川原市教育委員会規則第3号
 平成20年3月27日五所川原市教育委員会規則第8号
 平成22年7月5日五所川原市教育委員会規則第4号
 平成28年2月19日五所川原市教育委員会規則第1号
 平成29年6月28日五所川原市教育委員会規則第8号

五所川原市体育施設設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、五所川原市体育施設設置条例（平成17年五所川原市条例第209号。以下「条例」という。）第11条及び第12条第1項の規定に基づき、五所川原市体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 体育施設の休館日（休場日等を含む。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に体育施設を休館（休場を含む。）することができる。

3 条例第9条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が休館日を変更し、又は臨時に施設を休館するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用時間)

第3条 体育施設の使用時間（指定管理者が施設を管理する場合には利用時間）は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

2 指定管理者が利用時間を変更するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により体育施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育施設使用申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 体育施設のうち有料施設の個人使用（当該体育施設の貸切使用を除く。次項において同じ。）にあっては、前項の規定にかかわらず、申請者の使用料の納入をもって条例第5条の許可を得たものとみなす。

3 体育施設のうち無料施設の個人使用にあっては、第1項の規定にかかわらず、申請者は教育委員会が別に定める方法により条例第5条の許可を得るものとする。

4 教育委員会は、第1項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して体育施設使用許可（不許可）決定書（様式第2号）を交付する。

(使用料の減免)

第5条 条例第8条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、体育施設使用料減免申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理し、その可否を決定したときは、申請者に対して体育施設使用料減免許可（不許可）決定書（様式第4号）を交付する。

(遵守事項)

第6条 体育施設を使用する者（指定管理者が施設を管理する場合には体育施設を利用する者）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設又は設備以外を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 職員の施設管理上の指示に従うこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（五所川原市民体育館設置条例施行規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 五所川原市民体育館設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第26号）
 - (2) 五所川原市つがる克雪ドーム設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第27号）
 - (3) 五所川原市陸上競技場設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第28号）
 - (4) 五所川原市嘉瀬スキー場設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第30号）
 - (5) 五所川原市B & G海洋センター設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第31号）
 - (6) 五所川原市金木運動公園設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第32号）
 - (7) 五所川原市金木トレーニングセンター設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第34号）
 - (8) 五所川原市山村広場設置条例施行規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第35号）

附 則（平成19年3月30日五所川原市教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日五所川原市教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例施行規則の廃止）
- 2 五所川原市勤労者総合スポーツ施設設置条例施行規則（平成17年五所川原市規則第128号）は、廃止する。

附 則（平成22年7月5日五所川原市教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月19日五所川原市教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月28日五所川原市教委規則第8号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

五所川原市都市公園設置条例（平成17年五所川原市条例第178号）に規定する五所川原市都市公園（以下「都市公園」という。）内に公園施設として設置される体育施設

名称	休館日（休場日等を含む。）
五所川原市民体育館	(1) 毎週月曜日
五所川原市営球場	(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「休日」という。)の翌日(その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日)
五所川原市営庭球場	
五所川原市営ゲートボール場	
球技場	12月から翌年の3月まで
市民プール	9月から翌年の6月まで

都市公園以外に設置される体育施設

名称	休館日（休場日等を含む。）
五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日(その日が月曜日又は休日に当

	たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日) (3) 10月から翌年の6月まで
五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	(1) 日曜日、土曜日及び休日 (2) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	10月から翌年の5月まで
五所川原市嘉瀬スキー場	4月から11月まで
五所川原市金木運動公園	(1) 毎週月曜日 (2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日） (3) 11月から翌年の3月まで
五所川原市山村広場	12月から翌年の3月まで
五所川原市つがる克雪ドーム	(1) 毎週月曜日
五所川原市弓道場	(2) 休日の翌日（その日が月曜日又は休日に当たるときはその休日の直後の月曜日又は休日でない日）
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(3) 12月28日から翌年の1月4日まで
五所川原市金木相撲場	なし
五所川原市漆川体育館	12月28日から翌年の1月4日まで

別表第2（第3条関係）

都市公園内に公園施設として設置される体育施設

名称	使用時間（利用時間）
五所川原市民体育館	午前9時から午後9時まで
五所川原市営球場	午前9時から日没まで
五所川原市営庭球場	午前9時から午後9時まで
五所川原市営ゲートボール場	午前7時30分から日没まで
球技場	午前7時30分から日没まで
市民プール	午前9時から午後5時まで

都市公園以外に設置される体育施設

名称	使用時間（利用時間）
五所川原市B & G海洋センター金木（プール）	午前9時から午後5時まで
五所川原市B & G海洋センター市浦（体育館）	
五所川原市B & G海洋センター市浦（艇庫）	
五所川原市嘉瀬スキー場	(1) 月曜日から金曜日までは、午後6時から午後9時まで (2) 日曜日、土曜日、休日及び五所川原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年五所川原市教育委員会規則第9号）第3条第1項第5号に規定する冬季休業日は、午後1時から午後4時まで及び午後6時から午後9時まで
五所川原市金木運動公園	(1) 野球場 午前9時から日没まで (2) 庭球場 午前9時から午後9時まで (3) 多目的グラウンド 午前9時から日没まで

	(4) 管理事務所 午前9時から午後6時まで
五所川原市山村広場	午前9時から日没まで
五所川原市つがる克雪ドーム	午前9時から午後9時まで
五所川原市弓道場	午前9時から午後5時まで
五所川原市勤労者総合スポーツ施設	(1) 月曜日から土曜日までは、午前9時から午後9時まで (2) 日曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで
五所川原市金木相撲場	午前7時30分から日没まで
五所川原市漆川体育館	午前9時から午後9時まで

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第5条関係）

議案第11号

教育財産の取得について

平成30年度において、次のとおり1件500万円を超える教育財産を取得する。

平成30年3月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定に基づき、教育財産の取得について承認を得るため提案する。

500万円を超える教育財産の取得について（平成30年度）

1	事業名	学習机・椅子更新事業 (教育総務課)
	事業説明	市内小・中学校の学習机・椅子を年次計画で旧規格(B5)からA4規格へ更新する。設置・廃棄料含む。 小学校292セット(南小)
	H30年度事業予算額	5,961千円（備品購入費）
	うち500万円を超える備品購入費	小学校学習机・椅子 292セット

議案第12号

工事の計画の策定について

平成30年度に実施する工事として、次にあげる1件500万円以上の工事の計画を策定する。

平成30年3月23日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

五所川原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第7号の規定に基づき、工事の計画の策定について承認を得るため提案する。

500万円以上の工事の計画について（平成30年度）

1	事業名	中学校施設整備事業 (教育総務課)
	事業説明	旧学校給食センターの跡地を五所川原第一中学校の屋外教育施設として整備し、有効利用する。 Ⅱ期工事(コート整備、ネットフェンス設置、駐車場アスファルト舗装、LED照明灯1基ほか)
	H30年度事業予算額	60,638千円 (うち工事請負費 59,994千円)
	うち500万円以上の工事請負費	五所川原第一中学校第2テニスコート整備工事
2	事業名	B&G海洋センター市浦施設整備事業 (文化スポーツ課)
	事業説明	体育館の大規模改修工事を行う。 (屋根、外壁の補修と塗装、アリーナフロアの研磨塗装、全照明のLED化、内部床、壁、ドア及びトイレの改修等)
	H30年度事業予算額	92,328千円 (うち工事請負費 88,623千円)
	うち500万円以上の工事請負費	建築一式工事 電気設備工事 機械設備工事